

30自環第405号
平成30年11月9日

一般社団法人 愛知県猟友会会長 様

愛知県環境部自然環境課長
(公 印 省 略)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
に基づく指定猟法禁止区域の指定について (通知)

平成30年11月1日(木)に、木曾川以南で初めてとなる岐阜県可児市内で、捕獲された野生イノシシから豚コレラウイルスの感染が確認されました。

本県に近接し、地続きとなる可児市で感染が確認された中、11月15日(木)に狩猟が解禁されますが、狩猟によりイノシシが通常的生活圏外に移動したり、狩猟を行う人や車両にウイルスが付着することなどにより豚コレラウイルス拡散のおそれがありますので、これを阻止する必要があります。

このため、本県では、豚コレラウイルスの拡散防止に向けて、下記のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域を指定し、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止することとしましたので、お知らせします。

ついては、この旨を各支部長にお伝えいただくとともに、会員の方々に周知いただきますようお願いいたします。

また、別添のとおり、愛知県が管轄する区域における狩猟者登録を受けられた方に通知しましたので、ご承知ください。

記

1 指定猟法の種類

銃器又はわなを使用する猟法

2 指定猟法禁止区域の名称、区域及び面積

- (1) 名 称：尾張北部指定猟法禁止区域
- (2) 区 域：犬山市、小牧市及び春日井市の区域全域
- (3) 面 積：約 23,049 ヘクタール

3 存続期間

平成 30 年 11 月 15 日（木）から平成 31 年 3 月 15 日（金）まで

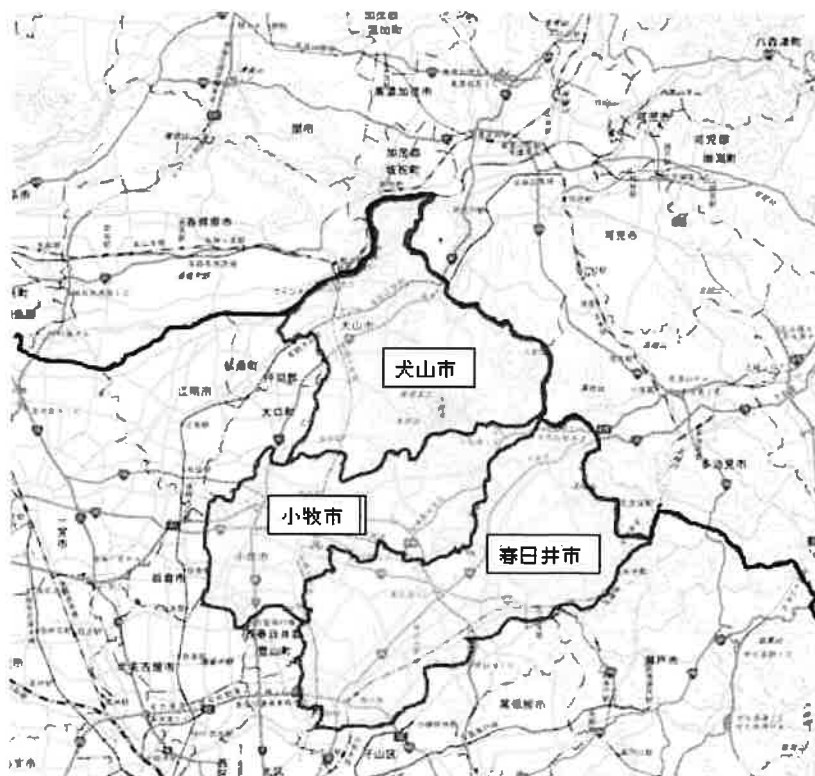
4 その他

指定猟法禁止区域の指定により、銃器又はわなによる鳥獣の捕獲等が禁止になります。ただし、農林水産業被害の防止のための捕獲については、法第 9 条に基づく市町村長による捕獲許可に加え、法第 15 条第 4 項に基づく愛知県知事による指定猟法の許可を受けることにより、鳥獣の捕獲が可能となります。

なお、指定猟法の許可を受ける方は、捕獲を行うことにより人や車にウイルスが付着して拡散するおそれがあるため、消毒等の防疫措置を行うことが必要となります。

担当 野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230（ダイヤルイン）
FAX 052-963-3526
メール shizen@pref.aichi.lg.jp

<法第 15 条第 1 項に基づく県内の指定猟法禁止区域>



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

30自環第405号

平成30年11月9日

愛知県が管轄する区域における
狩猟者登録を受けられた皆様へ

愛知県環境部自然環境課長
(公 印 省 略)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
に基づく指定猟法禁止区域の指定について（通知）

平成30年11月1日（木）に、木曾川以南で初めてとなる岐阜県可児市内で、捕獲された野生イノシシから豚コレラウイルスの感染が確認されました。

本県に近接し、地続きとなる可児市で感染が確認された中、11月15日（木）に狩猟が解禁されますが、狩猟によりイノシシが通常的生活圏外に移動したり、狩猟を行う人や車両にウイルスが付着することなどにより豚コレラウイルス拡散のおそれがありますので、これを阻止していく必要があります。

このため、本県では、豚コレラウイルスの拡散防止に向けて、下記のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域を指定し、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止することとしましたので、お知らせします。

記

1 指定猟法の種類

銃器又はわなを使用する猟法

2 指定猟法禁止区域の名称、区域及び面積

(1) 名 称：尾張北部指定猟法禁止区域

(2) 区 域：犬山市、小牧市及び春日井市の区域全域

(3) 面 積：約 23,049 ヘクタール

3 存続期間

平成30年11月15日（木）から平成31年3月15日（金）まで

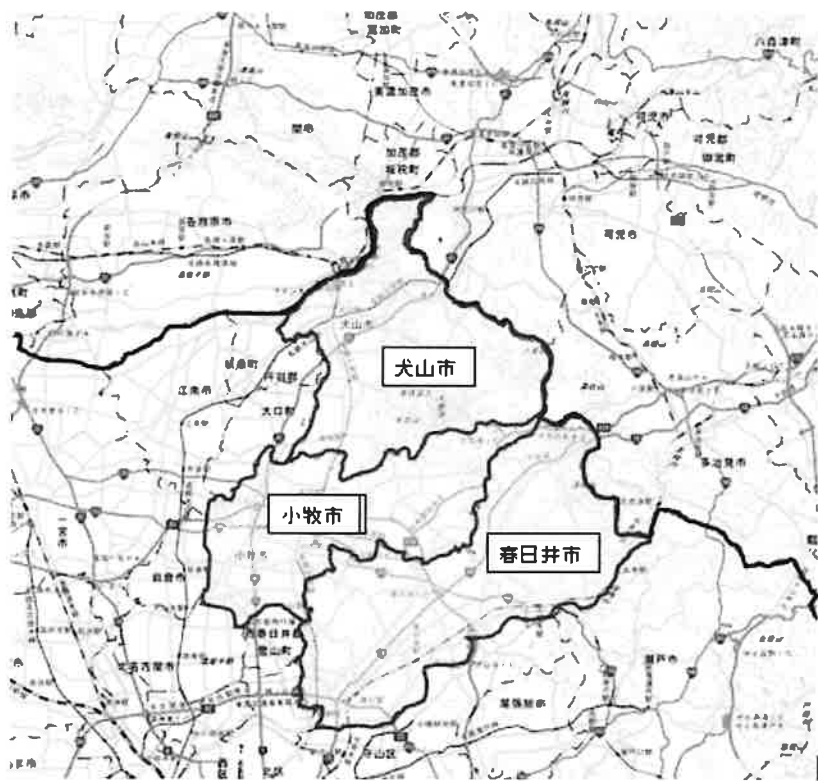
4 その他

指定により、銃器又はわなによる鳥獣の捕獲等が禁止になります。ただし、農林水産業被害の防止のための捕獲については、法第9条に基づく市町村長による捕獲許可に加え、同法第15条第4項に基づく愛知県知事の指定猟法の許可を受けることにより、鳥獣の捕獲が可能となります。

なお、指定猟法の許可を受ける者は、捕獲を行うことにより人や車にウイルスが付着して拡散するおそれがあるため、消毒等の防疫措置を行うことが必要となります。

担当 野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230 (ダイヤルイン)
FAX 052-963-3526
メール shizen@pref.aichi.lg.jp

<法第15条第1項に基づく県内の指定猟法禁止区域>



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用